

長期収載品の選定療養費について

診療報酬の改定により、令和 6 年 10 月 1 日から、医療上の必要が認められず、患者さんのご希望で長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を処方した場合、選定療養費をご負担頂くことになります。

■ 選定療養費の対象となる場合

- 後発医薬品が発売されてから 5 年以上経過した先発医薬品(準先発品も含む)を希望された場合
- 後発医薬品への置換率が 50%を超えている先発医薬品を希望された場合
※ 置換率とは…
後発医薬品への切替え可能な医薬品のうち、
実際に使用した後発医薬品の数量に占める割合。

■ 自己負担額について

長期収載品(先発医薬品)と

後発医薬品内での最高価格との**価格差の 1/4 相当分**

※ 選定療養は保険外診療の部分に該当するため、自費扱いとなります。

■ 選定療養費の対象とならない場合

- 医師が後発医薬品への変更が出来ないと判断した場合
- 後発医薬品が提供困難な場合

みなもと眼科